涉外的相續と夫婦財產制

久 保 岩 太 郎

ときは、 考察を試みよう。 依り、相續については最後の本國法(叉は住所地法)に依るべきものとされてゐるから、兩者の準據法は自ら異なるこ ととなる如くである。かくの如き場合に於て一應夫婦財産制及び相續に關係するものと思はれる涉外事件の發生した 於ても、婚姻締結後國籍(又は住所)の變更あるときは夫婦財産制については婚姻締結當時の本國法(又は住所地法)に ずしも一致しない。例へば日・滿・支・獨・瑞等の如く夫婦財産制と相續とにつき共に屬人法主義を採る立法の下に 國際私法上に於て相續と夫婦財產制とは通常別個の單位法律關係として取扱はれてゐる。從つて兩者の準據法は必 如何にしてその準據法を決定すべきか準據法の適用關係如何等の問題を生ずる。以下この問題につき若干の

夫婦財産制と相續との相互關係

より妻の全財産が夫に歸屬し而かも婚姻の解消の際に夫に何等の責任なしとするが如き財産併否制、 夫婦が如何なる夫婦財産制の下に生活せるかに從ひ、夫婦財産制と相續との關係は自ら異なることとなる。婚姻に またはその反對

依ることなく種々なる財産制を結合乃至加味して居り、現實に於ては極めて多彩の様相を呈してゐる(和田尹| 博士美騰財産 に別産制を基礎とする種々なる管理共通制、 圏とする所得共産制、 て共同財團を構成するものとする動産所得共産制、 り有せしものと婚姻中取得せるものとを問はざるものとする一般共産制、 ることとなる。 あらう。併し乍らその中間に位する現實の多數の夫婦財産制に於ては種々なる程度に於て兩者の間に交渉關係を生す に完全なる別産制の下に夫婦が生活せるときは、 例へば一方に、 婚姻解消の際に生ずることあるべき剩餘を以て共同財團とする剩餘共産制等があり、 婚姻により配偶者双方の全財産を包括して共同財團を構成し財産の動不動・婚姻前よ 嫁資制等がある。しかも諸國の法律は必ずしもこれ等の單一の財産制に 夫婦財産制と相續とは相互に交渉を有つことなくして解決されるで 婚姻中に於ける配偶者双方の所得財産及び勞務所得を以て共同財 配偶者双方の動産及び婚姻中の全所得を以 また他方

屬するかの問題となる。之を規律するものの側より見れば國際私法上に於ける夫婦財産制及び相續の法律槪念の決定 屬するかの問題として顯はれる。ここに於て如何なるものが夫婦財産制の問題に屬し、如何なるものが相續の問題に 決定の問題となる。更に他面より見れば夫婦財産制槪念と相續槪念との限界劃定の問題ともなる。之を一般的に云へ の問題であり、 生存配偶者その他の權利者に歸屬すべき權利が夫婦財産制の淸算乃至財産の分割の問題に屬するか又は相續の問題に ば所謂國際私法上に於ける法律關係の性質決定乃至法律槪念の決定問題であり、 とこに問題とする夫婦財産制と相續との關係の問題は主として夫婦の一方の死亡による夫婦財産制の解消の場合に 規律せらるるものたる事實の側より見れば問題の事實の内容の決定乃至國際私法上の法律關係 從つてその解決は必然に性質決定乃 いの性質

法の研究参照)。

桶桶 論 叢 第六卷 第五號

至概念決定の根本問題に遡らざるを得ないが、ここにはただ問題たる夫婦財産制と相續との範圍内に限つて考察を試

zwischen ehelichen Güterrecht und Erbrecht. Niemeyers Zeitschrift. 8. SS. 107—117. 偽際。4世 Silberschmidt. Eherecht) o und eheliches Güterrecht im zwischenstaatlichen Rechte der neuesten Zeit. Niemeyers Zeitschrift 48. あるの人は未成) このためには例示によることが便宜である(fatgle-spanish Niemeyers Zeitschrift, 3.SS, 143—151, bes. SS, 146—148; derselbe, Kollision

主張したときは(四日参照二)、之を如何に取扱ふべきか。 取得した後夫が死亡した場合に於て、その妻が夫婦の財産の分離の後に生じた剰餘の一部(三分の一)に對して權利を ①特別の夫婦財産契約を爲すことなくして財産併合制(共産制)の下に生活してゐた瑞西人たる夫婦が日本の國籍を

て剝奪せることを主張するものあるときは(温見五二三工、)、如何に之を取扱ふべきか。 時に繼續せる共産制を生する場合につき繼續せる共産制の終了後持分を有する卑屬に歸屬すべき持分を終意處分を以 配偶者)が右の遺言の效力を主張し共産制の織續の排斥を主張したとき(海(天)を)、 合に一配偶者が他の配偶者の同意なくその卑屬を終意處分を以て共産制の繼續より排斥した場合に他の配偶者(生存 妻が法定相續の場合に相續人たるべき共同の卑屬との共産制の繼續に對する請求を爲したとき(濟學之際人)、右と同じ場 (2)契約上の財産制として一般的共産制を採つた獨逸人たる夫婦が瑞西國籍を取得して後夫が死亡した場合に於て、 又は右の夫婦がその死亡と同

扶助料として請求したときは、(ヒッサヒピ|二三四、一二四二、|二四三%類) 如何に之を取扱ふべきか。 財産を超過せる財産の増加額の半額を請求したとき、 (3)洪人たる夫婦が獨逸國籍を取得した後營業者たる夫が死亡しその妻が共同所得の半額即ち婚姻當時存在せし夫の なほまた妻が右の場合に二百グルデンに對する請求權を法定の

この問題は便宜上三段に分つて考察しよう。

して主張してゐる場合にそれが婚姻當時の夫の住所地法であり又相續の內容を有つものとして主張してゐる場合に夫 如く認められたとすれば(訴訟地の國際私法に從ひ)準據法たるべき法律例へば夫婦財産制の内容を有するものとし てゐるものと解せられる。さればその依つて表現せんとした法律に遡りその法律を手掛りとしてその主張事實の內容 するものとして主張してゐるかが問題となる。しかも夫婦財産制又は相續とは法律上のものであるから、意識的なる の死亡當時の住所地法であること等もあるであらう。その何れであるかは何等問ふ所ではない。要は當事者がその主 の死亡當時の本國法である場合が多からう。併し必ずしもそうと限るものではなく、夫婦財産制の内容を有つものと て主張してゐるときは婚姻當時の夫の本國法であり、相續の內容を有するものとして主張してゐるときは夫(配偶者) 斷して決定すべきであるが、實際上に於ては (解験人の最後の本國法に依るとする主義を採れるものと假定す) その主張が當事者の云ふ を明確ならしむることを要することとなる。その法律が如何なる法律なるかは諸種の事情を考慮し當事者の心意を判 か無意識的なるかは扨て措き通常何れかの國の實定法を豫定しその法律上の諸槪念を借つてその主張を表現せんとし らしむることである。この場合に當事者が夫婦財産制の内容を有するものとして主張してゐるか又は相續の內容を有 張に當り前提とした法律に從つて主張內容を確定すべきことである。 (イ)主張内容の確定問題 右の如き問題の生じた場合に、先づ解決すべきものは權利主張者の主張内容を明確な

の自由である。從つて寡婦は夫婦財産制の内容を有つものとして主張するかまたは相續の内容を有つものとして主張 なほ當事者例へば生存配偶者たる妻が保護を請求するに當り如何なる內容を有するものとして主張するかは當事者

渉外的相續と夫婦財産制

するかは全然自由である。この點は民事訴訟法上に於ける處分權主義より考ふれば明かであらう。

6

事者の主張事實の内容は當事者の前提とせる法律によつて確定すべきであると云ふことである。その決定せらるべき 主張が認められるか否かはこの夫の本國法に依つて定まることとなる。また若し右の主張が夫婦財産法上の權利 つて立つ實質法によつて主張事實の法律上の性質を決定せんとするものであるが、ここで云はんとしてゐるものは當 訟地の國際私法上の槪念により或は夫婦財産法上の權利と認められることもあるべくまた然らざる場合もあらう。而 權利(事實)として主張した場合にその權利(事實)の內容はその國法に從つて決定されるのであるが、これによつて確 全然問題とされないこととなる。國際私法上に於て所謂法律關係の性質決定についての準據法說は當事者の主張の依 て夫婦財産法上の權利(事實)なるときは夫婦財産制の準據法たる婚姻當時の夫の本國法に依るべきこととなり、その して若し當事者が夫婦財産法上の權利として主張した場合にそれが訴訟地の國際私法上の夫婦財産制槪念に照して見 定された一定の内容を有つ權利(事實)が夫婦財産法上の權利(事實)と性質決定されるか否かは右の問題とは全然別個 の問題であり、 利(事實)が夫婦財産制の性質を有つものとなるとは限らないことである。當事者がある一定の國法の夫婦財産法上の ではないと云ふことである。卽ち例へば當事者が夫婦財産制の內容を有つものとして主張したために、その問題の權 も當該主張の法律關係の性質が國際私法上當事者の主張通りの性質の法律關係とせられると云ふことを意味するもの との場合に注意すべきことは當事者は如何なる内容を有つものとして主張するか自由であると云ふことは、 ならざるものと認められるときは夫婦財産制としてその準據法を云々する理由を缺き夫婦財産制の問題としては 私見によれぼ之は訴訟地の國際私法上の夫婦財産制槪念に準據して判斷せらるべきものと信ずる。

ものが前者に於ては法律關係(事實)の性質であり、後者に於ては法律關係(事實)の內容である點に明かな相異がある

1

のである(No點ピッケアは、Wolff, Internationales Privatrecht, SS, 36, 37 ~)。 (Raape, Deutsches Internationales Privatrecht, SS, 69,70 ~ を比較参照) 題を生ずる。而してこの法律概念が訴訟地の國際私法上の法律概念なるべきことは論を俟たない。この國際私法上の たに止まり、翼の櫾利即ち法律の適用後に庄ずるものを意味するのではない人表される。しかしそれは便宜上當事者の主張を表現する手段として用ひられ) 之を研究するのが通例であるから、實際上に於て國際私法上の法律概念が訴訟地の民法上の法律概念に依據すること 法律概念が民法上の法律概念と異なるは勿論であるが、國際私法が訴訟地の國法でありまた訴訟地の裁判官學者等が るべきこととなるかを決定するために、準據法決定の前提として爲さるべき性質決定の準據すべき法律概念の決定問 の大なることは自然の勢である。されば實際上訴訟地の國際私法上の法律概念と民法上の法律概念とが混淆されるこ と多く、なほまた概念決定とその後に問題となる性質決定との區別が看過されることが多い。以下この問題につき (ロ)法律概念の決定問題 當事者の主張內容が確定したときは、その主張する事實(法律關係)(通常權利の形を採って が國際私法上如何なる性質を有し、從つて如何なる準據法に依

規定と見えまた相續法の規定の體をなしてゐる規定と雖も、 たその直接の效果であるものは之を夫婦財産法の構成部分と認むべきである。殊にこの財産共同の解消に關する規定 及び解消の場合に共同財團よりの當 事 者の淸算に關する規定 並にかかる財 團よりの一方の配偶者の淸算を不正確に 相續法上の」清算かの如く定めまたは一方の配偶者に他方の配偶者の遺産上に現實の相續權又はその他の權利を普通 (a)現行獨逸民法施行前に關するが、一八八四年一二月一九日の獨帝國裁判所の判決によれば、外見上相續法上の その本質が婚姻中に存立せる財産共同の繼續效に基きま

二の判例學説の跡を尋ねよう。

7

渉外的相續と夫婦財産制

8

Privatrecht. S. 152 Anm. 2)° 規定は凡て夫婦財産法上のものとして取扱ふことを要するとなしてゐる(Silberschmidt, a. a. O. SS. 113.114:## Steiger, Die 果として夫婦財産法と見るべき規定は假令外見上相續法上のものに見える場合と雖も凡て夫婦財産法の構成部分と見 るべきである。特に共同せる財産の分割及び生存配偶者の用益及び處分に關する規定及び繼續せる財産共同に關する 九五年一一月二五日の獨帝國裁判所の判決にはその規定の本質上夫婦財産法なることの現はれてゐる規定及びその結 産法に關係なき相續權にのみ適用すべきであるとなし(Der Sinn der internationalprivatrechtlichen Norm, SS.62.63)) また一八 準據法)がこの關係に適用せらるべきであり、而して被相續人の最後の住所地法(當時の相續の準據法)はただ夫婦財 の淸算の代償とし又はその補充として付與せる規定は夫婦財産法に屬する。從つて最初の住所地法(當時の財産制の

法の本質より生じ又財産法の一つの結果なるか又は然らざるかと云ふことである。前者の場合には假令外見上然らざ の學者シュタイゲルは次の如く述べてゐる。生存配偶者の主張せる請求權が夫婦財産法上の請求權なるか相續法上の る場合にも財産法上のものであり、然らざる場合は相續法上のものであるとなしてゐる(Raape, Standingers)。 相續法上の規定なるかの問題の決定に當り指導的觀點は生存配偶者に先死者の財産上にある權利を與ふる規定が財産 し(Luxburg, Das internationale Privatrecht des chelichen Güterrechts)、ラーペは、或る規定が夫婦財産法上の規定なるかまたはし(Luxburg, Das internationale Privatrecht des chelichen Güterrechts)、ラーペは、或る規定が夫婦財産法上の規定なるかまたは 財産法上の問題であるが、 於ては夫婦財産法である。故に一方配偶者の死亡後の生存配偶者の死亡配偶者の財産上の權利の繼續に關する問題は (b)リュックスブルグは、相續法はただ遺産の運命のみを定むるものであり、婚姻締結の效果が問題となる範圍に 生存配偶者の財産上の死亡配偶者の權利の繼續に闘する問題は相續法上の問題であるとな また瑞西

物の性質に基いて區別し得るのみであると判示してゐる。この一般的公理は確に極めて明かであるが、個々の場合に 對する請求權はそれ自身等しく相續法上の請求權たりまた財産法上の請求權たり得るものであるからである。併し乍 於て「財産法の本質より」生ぜる請求權及び「その結果と見るべき」請求權とその他の請求權とを區別する場合に屢べ困 るもの及びその結果と見るべきものなるか又は然らざるかに在るのである。一九〇五年六月三〇日の瑞西聯邦裁判所 たる性質を有するものである。然るに之に反し財産制に關係なく生存配偶者に歸屬する請求權及びその意義及び機能 また事實上一定の財産制に關係ある規定の結果であると云ふことであり、かかる請求權はその本質上財産法上のもの らかかる場合にはその權利が付與せられる關係が區別の標準となるのである。されば吾々は個々の場合に於て請求權 難を生ずる。それは例へば生存配偶者の夫婦財産の一定部分に對する請求權例へば共同財産の一半又は剩餘の一部に 請求權なるかの決定の標準はその本質に於て當該の請求權又はその請求權の依つて立つ規定が財産法の本質より生ぜ 「瑞西の一般的法律觀念」に適合するが故であり(前線の「カス0五年六月三〇)、 從つて外國法に基く法律問題の性質決定をも可 ものとに分つべき場合にも之を擴張し得る。蓋しこの場合は瑞西鬒質法の審査を越へるとは云へ、「事物の性質」及び 有する。この觀點は瑞西居住居留民法(國際私法)上の意味に於て生存配偶者の請求權を財産法上のものと相續法上の 上配偶者一方の死亡の場合に初めて效力を發生する規定の結果たる生存配偶者の請求權は相續法上のものたる性質を に次の如く述べてゐる。生存配偶者の財産法上の請求權の共通の特色は婚姻中旣に而かも第一次にその效力を發揮し の依つて生ずる規定の意義及び機能を審査することを要するとなし(St. 182, 183, a. o.)、瑞西民法の規定につき觀察した後 判決は法律即ち瑞西居住居留民法は何等該當の定義を定めてゐないから、吾々はただ瑞西の一般的法律觀念及び事

渉外的相續と夫婦財産制

橋 論 叢 第六卷 第五

能ならしむるのである。例へは夫婦がその最初の婚姻住所(強重と嫌う)の法律としての佛法に從ひ法定の共産制の下に 生活せる場合に生存配偶者の「剰餘」の一半に對する請求權(聲言) は夫婦財産法上のものたる性質を有するものと見る べきであるとなしてゐる(Steiger, a. a. o.)。

得るかと思はれる。 と云へるであらう。シュタイゲルが瑞西國際私法の解釋論として述べてゐる所は槪ね移してわが法例の解釋論となし ここに問題となる相續とは右の關係と關係なきか若くは夫婦財産關係解決後の死者の財産の移轉問題を意味するもの る婚姻中の夫婦間の特別の財産關係及びその結果としての婚姻解消後の財産關係の清算その他の派生關係を意味し、 れた所より推知せられる如く、國により多少の相異はあるが、大體に於て、夫婦財産制の法律槪念は婚姻を理由とす 國際私法上の法律概念乃至性質決定と國際私法上の法律概念乃至性質決定との區別も明瞭とは云へない。上に述べら 定の問題と法律關係の性質決定の問題との區別は明かには爲されてゐないし、また民法上の法律槪念乃至性質決定と 以上の判例學說を見て略、夫婦財産制及び相續の法律概念を推知し得られる。しかしその所說に於て法律概念の決

(ハ)例示に對する性質決定 今試みに前掲の例示につき、 わが國際私法の立場より性質決定その他を示せば大體

次の如く云へるかと思ふ。

主張内容がわが法例上の夫婦財産制の法律概念中に含まるべきものなることは明かであるから、右の主張事實は夫婦 ると考へられるから、その主張の内容は瑞西法に從つて決定すべきである。かくして瑞西法に從つて確定されたその ①の場合に於て、元瑞西人たりし寡婦がその權利を主張する當りその心意に於て前提としてゐる法律は瑞西法であ

財産制の性質を有するものと云ふべきであり、從つて婚姻當時の夫の本國法たる瑞西法に從ひ(強例)、 は寡婦に歸屬するものと爲すべきである(ヰヰヿ)(Steiger, a. a. O.)。 剩餘の三分の

等を決定すべきであらう(Steiger, a. a.)。 熙》)かくして獨逸法に従つて確定された主張內容はなほ疑もあるが、被相續人と相續人との關係に觸れるものと見ら 右の主張の認否を決定すべきこととなる(層景 | 四八三1、又は1五/(Steiger, a. a. O. S. 138 (製))。最後の場合にも當事者の心意に於 張事實は夫婦財産制の性質を有するものと云ふべきであり、從つて婚姻當時の夫の本國法たる獨逸法に依つて(芸婦) である。かくして確定した主張内容がわが法例上の夫婦財産制の法律概念に含まれることは明かであるから、この主 を有するものと云ふべきであり、從つて配偶者の死亡當時の本國法たる瑞西法に依つて(註例)、 れるから、この場合は寧ろわが法例上の相續槪念中に含まれるものと考へられる。故にかかる主張事實は相續の性質 て前提せる法律が獨逸法なることは明かであるから、獨逸法に依つて當事者の主張內容を決定すべきである(獨民|五 に從ひ主張の内容を確定すべきであり、而して獨逸法に依ればその主張內容は共に夫婦の財産關係に由來しその延長 ②の場合の初めの二つについては獨逸人たりし當事者の前提とせる法律は獨逸法であると考へられるから、 右の主張事實の認否

定すべきであり、洪國法によればその主張する權利は夫婦財産關係より涌出するか又は婚姻生活の報酬とし親族法に 基く夫の法律上の金錢債務である。故にこれ等はわが法例上の夫婦財産制の概念中含まれるものと見られるから、 婦財産法上のものの性質を有するものと云ふべきであり、 ③の例の場合に洪國人たりし當事者の前提せる法律は洪國法であると考へられるから、 從つて婚姻當時の夫の本國法(強婦) たる洪國法に依つて右 洪國法により主張內容を確

橋 論 裳 第六卷 第五號

性質に適合する正說と云ふべきである。尤も反對說もあつたやうである(Ss. 336, 337; Bar, Theorie und Prexis des internation これのである。 これの これの これの 見解は先行問題を解決して然る後に後續問題を解決に及ばんとするものであり、 (同氏前揚)。 えは後述の氏の放任)。 この見解は先行問題を解決して然る後に後續問題を解決 に及ばんとするものであり、 べきであり、その解決によつて始めて何が抑ょ遺産なるかが定まると云ふことを眼中に置くときは財産法上の問題と相續法上の問題との間に困難は生じないと極言してゐるZitelmann, Internationales Privatrecht, II. S. 951; 實方教授[國際相續法](家族制度全集二部五卷)二六四頁參照。チ氏の如きは先づ夫婚財産法上の問題を解決す 用が阻害せられることとなるであらう)(Lewald, Das deutsche internationale Privatrecht, SS. 97.97 ; Steiger, a. a. O. SS. 151.152 ; つて財産準據法が一方配偶者の死後の繼續共産制を認めてゐる場合の如きはその繼續する範圍に於て相續準據法の適 の先決問題であるから、相續法上の問題に先つて解決し、然る後に相續法上の問題に及ぶべきものとされてゐる。(從 問題を解決することを要することとなる如くである。かかる場合については一般に財産法上の問題は相續法上の問題 財産法上の問題は屢々相續法上の問題と關聯して發生する。例へば配偶者の遺産の範圍を知るために夫婦財産法上の 法)に依り、 の主張の認否等を定むべきものと云ふべきであらう(Raape, a. a.)。 上述の如くして問題の主張事實が夫婦財產法上の問題なるときは夫婦財産制の準據法, 相續の問題なるときは相續の準據法(例へは被相續人の死亡當時の本國法)に依るべきであるが、夫婦 (例へば婚姻當時の夫の本國

留せるものの範圍に於てのみ適用すべきであり、而してこの場合には財産法上の法規群が先づ適用せられることを要 法規群に優先適用するときにのみ血路が開かれることとなる。卽ち一つの法規群を完全に適用し他の法規群はその殘 請求權を單純に累積するときは双方の法律の精神に反する結果に至る危險があり、この場合には一つの法規群を他 なほ財産法上の請求權と相續法上の請求權との累積する場合につき、財産準據法と相續準據法とより付與せられる

法に關する規定は相續法に關する規定に先つて適用せられることを要するとなすものがある(O.SS.70,714888)。 するものと考へられる。蓋し遺産の範圍の確定のためには親族法上の關係に基く清算を要するからであり、 は次に述ぶる調整問題と關聯する。

えの問題 親族財産

| 兩者の調整問題

據法を適用してその財産法上の問題を解決し、後に相續法上の問題には相續の準據法を適用してその相續法上の問題 を解決したときは、國際私法上に於ては理論上問題を正當に解決したるものと云ふべきである。然るにかくの如くし 得る所なく少しの保護も受けないこととなる(の性質決定との齟齬なきことを前提とす。以下の例が同じ、) 遺留分を認められずまた財産準據法たる希法の適用により何等財産法上の權利を認められないこととなり、結局何等 は妻に遺留分を認めてゐるが何等財產法上の保障を爲してゐないから、寡婦は相續準據法たる佛法の適用により何等 の準據法たる佛法は妻に財産法上の權利を保障してゐるが何等遺留分を認めて居らず、夫婦財産制の準據法たる希法 て解決された結果が往々妥當を缺くものの如く見ゆることがある。かかる場合は次の如き二つの態様に分たれる。 夫婦財産制と相續との問題が關聯する場合に於て、前述の如くして、先づ夫婦財産法上の問題には夫婦財産制の準 (イ)保護の欠缺の場合 ①希人たる夫が妻を殘して佛國に歸化し佛人として死亡した場合 との場合には相續

瑞典法は夫婦の生前に於て旣に妻に配當分を與へて財産法上妻を保護してゐるが相續法上の權利は何等認めてゐない。 2)獨人たる夫婦が瑞典國籍を取得し而して夫が子を殘して無遺言にて死亡した場合 この場合に相續準據法たる

渉外的相議と夫婦財産制

13

然るに財産準據法たる獨法は妻に四分の一遺産請求權を與へて之を相續法上保護してゐるが財産法上は何等保護を與 ∾ (Neubecker, Ehe=und Erbvertrag, S. 181;)° (Steiger, a. a. O. S. 157 Anm. 3 豫熙 へてゐない。從つて寡婦は相續準據法によつても財產準據法によつても保護せられず結局何等得る所がないこととな

四分の一を取得するとととなり、結局二重の保護を受けることとなる。 を取得し、また相續準據法たる獨法は相續法上遺産の四分の一の取得を妻に認めてゐるから相續準據法により遺産の 典法は婚姻解消の場合に財産法上兩配偶者の結合財産の半額を妻に與へてゐるから財産準據法により共同財産の半額 (ロ)保護の累積の場合 (1)瑞典人たる夫が獨國籍を取得した後死亡した場合 この場合には財産準據法たる瑞

ることとなる。 上共同財産上に持分を取得しまた相續準據法たる獨法により相續法上遺留分を取得するから、結局二重の保護を受け ② 佛人たる夫婦が獨國籍を取得した後夫が死亡した場合 この場合には寡婦は財産準據法たる佛法により財産法

する一二の學說及び判例を見よう。 かかる場合に右の如き結果をその儘放置すべきか又は何等かの調整方法を構ずべきかの問題を生ずる。この點に關

に保護されることがある。しかしかかる不正は瑕疵ある國際法の結果ではなくて寧ろ準據法の實質的相異の結果であ 産法も相續法も寡婦をただ一囘のみ保護せんと欲してゐるに拘らず寡婦の利益は夫婦財産法並に相續法によつて二重 法上の規定によつて保護してゐる場合には、寡婦は何れの法律によりても何等得る所はなく、また逆の場合には、財 (イ)放置説 チーテルマンは婚姻準據法は寡婦の考慮を相續法に於て定め、相續準據法は寡婦の利益を夫婦財産 ののが避くべからざる結果であるとして放置説を採つてゐる(kaape, Komm)。 (註) 云ふことを以て妻は自ら慰めることが出來るであらう。寡婦もこの祭壇にそのささやなる献物を捧げねばならぬと述 籍を取得するときは夫は妻に對して遺留分權を有するが妻は夫に對して遺留分權を有しないこととなるのは奇妙では は何等保護を受け得なくなるのであり、新夫婦財産契約に依る外救濟方法はなく、又獨人たる夫婦中の夫のみが英國 産法により奪はれ瑞典相續法により何等得る所がなくなる場合につき、國際私法は個人の利益を目的とするものでな るとして右の如き結果を放任して居り(2.c. o. s. %)、又ノイベッカーは獨人が瑞典國籍を取得して死亡し、寡婦は獨財 べてゐる(Newbecker, a. a.)。 なほラーペは獨人たる夫婦が佛國籍を取得した後夫が死亡したとき(子ある場合)は寡婦 く寧ろ無限に高遠な目的卽ち法秩序の法たりまた國家(の法律)の調和を招來すべき目的を追求してゐるものであると

〔註〕 尤もラーペは其後變說し甞ては放置說を採るノイベツカーに從つてゐたが(註釋曹六六○頁参照)、兩法律制度の調整は るとなしてゐる所を引用してゐる(Raape, Les ra ports juridiques entre parents et enfants comme point de départ致してゐるからであるとなして、ウォルフが妻が世産法により要求し得るものを瑞典の相纜權として妻に付與し得るのであ 法外交雑誌、三六卷七號一七・一八頁參照。 des cours. 1934. IV. p. 508. なほ江川教授論文「親子間の法律關係を定むる國際私法規定の適用に關する若干の問題」國際 d'une explication pratique d'anciens et de nouveaux problèmes fondamentaux du droit international privé. Recuei 可能でありまた調整せねばならぬ。蓋し兩法律制度は妻に全然何にも與へぬことにしてはならないと云ふことについては一

(m)調整説 この説は三つの場合に分つて觀察しよう。

(A)保護の欠缺の場合 渉外的相續と夫婦財産制 (1)希人が佛國籍を取得して死亡した場合に付ては一八八二年三月二一日のエイクス控訴

の請求權を相續準據法に依つて定める、蓋しより多く與ふるも財産準據法の精神に反するものと云ふを得ないからで 到達することとなるからである。如何なる理由で相續準據法が配偶者に相續權を拒否したかは重要ではない。なほ相 等與ふる所なきときは財産準據法上の相續分を配偶者に認むるより外に方法はない。さればかかる場合には同一の遺 あるとなしてゐる(Neuner; a. a.)。 續準據法の付與する請求權が財産準據法の與ふる請求權より小なるときも右と同様に取扱ふが、大なるときは配偶者 相續法の規定の一部に對する送致をも包含することとなる。蓋しかくする場合にのみ財産法の欲した經濟上の結果に 産に對し種々の相續法を適用すべきこととなるのであり、從つて財産法への送致はこの場合には(財産準據法上の) み財産準據法の意思に滿足の與へらるべきことが前提されてゐるのである。この場合に若し相續準據法が配偶者に何 ゐる場合には、一方の配偶者が他の配偶者の財産より少くとも相續法上の請求權の形でその一部を取得するときにの ある)(Cessions. Recueil des cours. 1925. IV. p. 71. Anm. 3)寡婦を財産法上も共に佛法に依らしべきであるとしてゐる(Frankenstein; a. a. O. IV. S. 329)かる)(Cessions. Recueil des cours. 1925. IV. p. 71. Anm. 3)(京婦を財産法上も共に依ちしべきであるとし事る反對に財産制を機更的なるものとし、)。 た。そこで裁判所は寡婦のこの權利を夫の國籍の變更により影響を受けざる旣得權として寡婦を保護したのであつた 彼等夫婦は希法の下に婚姻したのであり夫のその後の歸化は妻が婚姻當時取得した右の權利を剝奪し得ないと主張し ない。そこで寡婦は當時希國に行はれてゐたピザンチン法に從ひ貧窮配偶者の遺産の四分の一に對する權利を主張し、 院の判決がある。相續準據法たる當時の佛法によれば子が單獨相續人となるから寡婦は何等相續法上の權利を取得し (元來相續法上の權利たるべき權利を財産法上の問題として財産準據法上の相續規定を適用して寡婦を保護したので ②ノイナーは次の如く述べてゐる。卽ち財產準據法が配偶者に財產權の名義で何等與へてゐないが相續權を認めて

するもの)をそれ自身の中に包含するものと認むべきであるからである。されば右の場合と反對に相續準據法所屬國 して妻に與へ得るであらう。蓋し瑞典人が法定の夫婦財産制に基き牛額の分與に與かることを夫婦財産契約により排 なるものとすれば、財産法(財産準據法たる獨法上の相續規定)によつて妻が請求し得べかりしものは瑞典の相續權と てゐると考へたからである。然るにこの場合には瑞典財產法が適用されないために右の財産法上の保護が無いことと 典法により)何等の相續權を取得しないが、其は瑞典法は旣に財產法上に於て妻は夫の死亡の場合にも相當滿足を得 反するか否かによつて調整問題を解決しようとするものである。 續準據法の精神に牴觸することとはならないとなしてゐる(O.S.40°°)。要之、氏は相續準據法たるべき法律の精神に 國法上(称'㈱) の婚姻に法定の財産共通制が契約によつて排斥された場合の如く法定の相續權を拒否することはこの相 には上の場合とは異なり、(獨の)夫婦財産準據法に從ひ夫の財産上に何等の持分を取得しない妻に對し、純然たる内 夫婦財産法の適用されない場合については財産法上の振當(性質決定)中には相續法上の性質決定(相續法の性質を有 斥することが許されないのであるから、夫の死亡後妻が半額の分與に與ることは强行的であること、從つて(瑞典の) ③ウォルフは獨人が瑞典國籍を取得した場合につき次の如く述べてゐる。即ち瑞典人たる妻は(相續準據法たる瑞

普通の配偶者相續權(級の「難)を取得することがある。併し乍ら兩準據法によるかかる同時の二重の相續は許さるべき 法たる甲國法により財産法上の相續權(舜イルタルヤロff#ポタサ) を取得しまた相續準據法たる乙國法により財産制に無關係の (B)保護の累積の場合 ①ハビヒトは次の如く述べてゐる。卽ち配偶者の死亡により生存配偶者は夫婦財產準據

18 積的に適用してゐる(S.72. Anm.I kota)。 月一二日の Stuttgart の地方裁判所も相續準據法の與ふる相續權が一定の財產制と無關係なる場合には兩準據法を累 般の配偶者相續權の取得を放任して置く場合にはこの限りではないとなしてゐる(Privatrecht, S. 130 les)(一八九三年 ではなく、 きである。 尤も甲國も生存配偶者に特別の財産制より生ずる配偶者相續權を制限することなく、 生存配偶者にはただ甲國法の財産法上の相續權と乙國法上の普通の相續權との間の選擇權のみが許さる 財産制に無關係の

が累積を許すか否かによつて問題を解決せんとするものである。 ふる相續分が財産準據法の與ふる相續分より大なるか小なるかは問はないとなしてゐる(A.O.S. 7½)。 求權の累積を認むるときは累積的適用が認められ配偶者の相續分は相續準據法によつて定められる。 からしめてゐるときは、調整の結果相續準據法の適用なきこととなるべく、 配偶者相續權につき相續準據法の規定の適用の餘地を殘してゐるか否かを研究すべきである。卽ち若し適用の餘地な 産準據法はその與ふる請求權を以て配偶者に終局的に淸算したものと見てゐるか否かが問題となるのであり、 分に對する權利は之を右の請求權と累積し得るかは問題である。財産法上の規定の意味關係より出發するときは、 ②ノイナーは云ふ。妻が財産準據法により共同財産の牛額に對する請求權を有する場合に、 財産準據法が財産法上及び相續法上の請 相續準據法による相續 要之財產準據法 相續準據法の與 從つて 財

蓋し相續準據法たる獨法の法定相續分は獨法上財產制とは無關係でありまた財産準據法たる瑞典法の財産法上の請求 産の半額を取得し相續準據法たる獨法により遺産の四分の一を取得することとなるが之は何等躊躇すべきではない。 ③ウォルフは瑞典人たる夫が獨國籍取得後死亡した場合について云ふ。寡婦は財産準據法たる瑞典法により共同財

以前に伯林に最初の婚姻住所を有してゐた夫婦が瑞西國籍を取得しその後夫が死亡した場合には、寡婦は財産準據法 權も亦瑞典法上寡婦が外に相續權を取得したか否かに關係がないからである(Wolff, a. a.)。然るに之に反し一九〇〇年 何等相續の生じない場合にのみ夫婦財産法規定の適用されんことを欲してゐることがあるとなしてゐる(Wolff, a. a.)。 たるマルクブランデンブルヒ法により自己自身の財産の返還請求と結合財産の半額との間に選擇を爲すことを得また 財産法上の事項規則との關係に於てのみ 之を規定したものと」解釋することに在る。 蓋し實際上に於て 問題とする 遺産の四分の一上の所有權との間の選擇とは兩立するが)。 卽ち夫婦財産法規定の解釋上(別の)相續規定に基き他に 結合財産の一半とその他になほ瑞西法上の相續分とを要求することはマルクブランデンブルヒ法に矛盾するであらり 相續準據法たる瑞西法により遺産の一半上の用益權と遺産の四分の一上の所有權との間に選擇を爲し得るが、寡婦は る所であるが或は相續權とし或は財産權として異つた性質が與へられてゐる。而してその性質たるや積極及び消極の 所は相續權ではなく寧ろ生存配偶者の保護であるからである。この生存配偶者の保護たるや凡ての法秩序に普く存す 自然なる分離を少くとも部分的に再び後退せしめ最後の人法の規定を「生存配偶者の相續權はただ相續準據法自身の に判然と相續法との分離が矛盾した結果に陷ることあるべきことを考へてはゐなかつた。されば判決の任務はこの不 は個々の法秩序に於て限界法上の問題を顧慮することなくして爲されたのである。財産制の不變更主義の採用の場合 べてゐる。かかる場合には文字に拘泥せざる解釋によつてのみ有用な解決が得られる。抑ゝ財產法と相續法との分離 (尤もマルクプランデンプルヒ法上の自己財産の返還請求と相續準據法たる瑞西法に基く遺産の一半上の用益權又は (C)保護の欠缺・累積の場合 フランケンシュタインは双方の場合につき統一的解決方法を呈示して次の如く述

法として最後の本國法を適用することを要するものとなしてゐる(Frankenstein, a. a. O. IV. SS, 327.328. なほほは獨民施誌第一五條 ふるものと思はれる。故にこの兩事項の分離は許されず寧ろ生存配偶者の保護に闘する限り相續準據法及び財產準據 の本國法が生存配偶者をその事項規則を以て相續法上又は財產法上保護するものとすることが唯一の自然的解決を與 法者と雖も双方の事項につき積極的又は消極的ならしめようとは考へてはゐない。扨て遺産は常に第一次に被相續人 二側面を有つて居り、二つの事項中の一方につき積極的なるときは他方の事項については消極的であり、 の最後の本國法に從ふものであり、 この最後の本國法は遺産を相續法上並に財産法上拘束し得るのであるから、最後 如何なる立

allgemeinen) verhältnisse der Ehegatten unterinander)を「配偶者間の財産關係一般」(das Vermögensverhältnis der Gatten im とする考に基くのである。 扨て今ノイナーの例を瑞西の關係に移して、瑞西居住居留民法第一九條(のdie Güterreahts. ゐるときは、之は被相續人がその住所により密接なる關係に立つ社會の關係及び觀念を相續のために準據たらしめん 係に最初の婚姻住所地法を適用せんと欲し且つ內的の財産制の不變更主義の原則を宣言してゐる場合には、之を以て 法に服従せしめてゐる場合には、 當篏るやうに思はれる。卽ち實定國際私法が極めて明瞭に內的の財產法關係を甲國法に、また相續法上の關係を乙國 定の目的就中旣得權の保護を期してゐるのである。又相續法上の承繼を被相續人の最後の佳所地法に服從せしめて 右の調整說中のノイナーの學說に對してはシュタイゲルの次の如き批判があり、之は又槪ね他の調整說に對しても (因にノイナーは獨民施一五條の das eheliche Güterrecht を das Vermögensverhältnis der Gatten 拘束力ある規準を示してゐるのである。例へば瑞西國際私法が内的の財産法上の關

は確かに瑞西の法律觀念に適合しないであらうとなしてゐる(Steiger, a. a.)。 配偶者は相續準據法により最早何等の請求をも爲し得ざるものとせざるを得ないこととなる如くである。かかる結果 者を終局的に淸算したものと見て何等の相續權を與へてゐない場合の如きは、 ばならぬこととなる。例へば財産準據法が生存配偶者に共同財産の半額を與へるが財産法上の請求權により生存配偶 なくしては忍ぶことを得ない。次にその結果は吾々を外國法に委し而して吾々の觀念は外國法の觀念の前に後退せね im allgemeinen と解してゐる (Neuner, a.))、 先づ之は第一に瑞西國際私法の基礎をなす觀念及び原則の破壞を意味するのであり、この結果たるや强制的理由 從つて生存配偶者の相續權も最初の住所地法に依るものと解するとき ノイナーの考によれば吾々も之に從ひ

②相續準據法基準說は相續準據法の精神に適合する解釋を試みんとするものであり、相續準據法が保護の欠缺を放任 の問題並に相續の問題を共に財産準據法上の財産規定及び相續規定に依らしめんとするものである(ノイナーの說)。 據法の相續規定の代りに適用し、保護の累積の場合には相續準據法の適用を排斥せんとするもの、換言すれば財産制 法の精神に適合する結果を發生せしめんとするものであり、保護の欠缺の場合には財産準據法中の相續規定を相續進 據法說の三つとなし得るやうである。⑴財産準據法基準說は財産準據法が自國法の解釋上、保護の欠缺又は累積を放 任する場合にはそのまま放置する。併し乍ら保護を缺き得ずまた保護の累積を許さざる精神なるときはその財産準據 れか一方の保護を選擇すべきものとするものもあるが、大體に於て財産準據法基準說・相續準據法基準說及び相續進 上來述べた所によつて見る如く、調整說中にはハビヒト(なほウォルフ)の如き保護の累積の場合に兩準據法中の何

橋 論 叢 第六卷 第五時

する場合にはそのまま放置するが、保護を强行せんとするときは財産準據法上の相續規定を適用せんとするものの如 位に立つものである 用せんとするものである(フランケンシュタインの說)。故に相續準據法說は結果に於て財產準據法基準說と對蹠の地 護せんとするものである。従つて生存配偶者の保護に關する限り相續準據法及び財産準據法として最後の本國法を適 法上並に財産法上拘束し得るものであるから、最後の本國法の事項規則を以て生存配偶者を相續法上又は財産法上保 繚規定を適用せんとする點に稍に趣を異にする所がある(なほウォルフは保護の累積の場合に於て調整を行ふ場合に いては相續準據法自身の財産法上の事項規則との關係に於て規定してゐるものと解し、また最後の人法は遺産を相續 は何れかの保護を選擇すべきものとしてゐる)。③ 相續準據法說は最後の人法の規定は之を生存配偶者の相續權につ くである(ウォルフの説)。 されば調整を試むる場合には相續準據法中の財産規定を適用せずして 財産準據法中の相

今とこに調整説に對する一二の批判を試みよう。

然るに一方叉は双方の準據法が保護の欠缺叉は累積の結果を容認せざるものなるときは如何に取扱ふべきか。之が問 の準據法が共に欠缺又は累積の結果を妨げざるものとなしてゐるときも正常通り兩準據法がそれぞれ適用せられる。 ない場合には正常通り兩準據法がそれぞれ適用せられ問題を生じない。次に欠缺又は累積の生する場合に於ても双方 如くである(A.O.S. 72)。先づ生存配偶者の保護が何れか一方の準據法のみに依つて與へられ、 準據法又は乙相續準據法)との組合せとなるかに從つてその取扱が違つて來ることがあることはノイナーの指摘する 先づ第一に右の調整説によれば、同一の準據法(例へば財産準據法)への送致も他の如何なる準據法 保護の欠缺も累積も生じ (例へば甲相續

原則の破壊があり、 題につき相續準據法上の相續規定を排斥して財産準據法上の相續規定を適用することとなる點に於て本來の準據法の 題の眼目である。 適用を破壊することとなる(法律概念の範囲内に屬するものであることを前提とする。以下が同じ)。相續準據法基準説によれば相續準據法上 の相續規定の適用は正常通りであるが財産準據法上の財産規定の代りにその相續規定を適用することとなる點に於て との場合に財産準據法基準説によれば財産準據法上の財産規定の適用は正常通りであるが、 相續問

と帰定す) に至つて、生存配偶者が財産法の内容を有つ主張を爲した場合に於て、先づ保護の累積を生ずべきときは、かの發生後) に至つて、生存配偶者が財産法の内容を有つ主張を爲した場合に於て、先づ保護の累積を生すべきときは、 據法上の財産規定をも適用せんとする所に原則の違反があることとなる。 護を拒否する外はないであらう。次に保護の欠缺を生ずべきときは、新主張の準據法たる財産準據法が保護の欠缺を る財産準據法が保護の累積を許容せざるときは、 その新主張を先きに與へられた相續準據法上の保護との關係に於て調整を行ふべきこととなるが、新主張の準據法た て專ら相續準據法の相續規定に從つた解決を以て滿足する外なきものと云はざるを得ないであらう。その後(#贈註上の れば保護の欠缺又は累積を生ずべき場合に於ても、未だ主張なきため調整を爲し得る狀態に未だ達して居らず、從つ り而から財産法上の主張を爲すか否かは不明である(๑緊庵鉄上の主題を爲すと否との自由を有する) から、假りに主張があつたとす を解決することを要することとなるが、この場合には配偶者は未だ財産制の内容を有する主張を爲してゐないのであ を爲したため相續準據法を適用すべきものとなつた場合に、相續財産の確定のために先決問題として財産法上の問題 次に之を生存配偶者の主張の前後その他との關聯に於て見よう。生存配偶者が先づ、相續問題の内容を有する主張 また相續準據法說によれば相續準據法上の相續規定の適用は正常通りであるが之と同時に相續準 相續準據法上の保護は既に既判力を有するから、 財産準據法上の保

關する諸學說の如きはただ保護の同時的主張の場合のみに關するものと見るべきであらう。 されぼ生存配偶者が何れの内容を有する主張を先づ爲したかに依つて解決の結果を異にするであらう。前掲の調整に 保護)はそのままとし、後の主張の内容によつて定まつた準據法の精神に基いて調整問題を解決すべきこととなる。 あちう。要之、保護の異時的主張の場合には、先主張の内容によつて定まつた準據法に從つて確定した保護(又は無 その確定後 (經典カック) に於て相續の內容を有つ主張を爲した場合にも略々同様の方法に依つて解決すべきとととなるで 相續準據法の財産規定によつて保護を與ふることとなるであらう。右と反對に先づ財産法の内容を有つ主張を爲し、 許容せざるときは、 財産準據法の意思に從ひ或は新主張の準據法たる財産準據法の相續規定又は前主張の準據法たる

のみから事物を觀察してゐるが、財産法と相續法との關係の問題を然かく一面的な觀察によつて左右すべきか否か: 別の規定を設けた根本精神に反するとの非難があり(シュタイゲル)、また調整説はただ生存配偶者の保護と云ふ觀點 殊に卑屬その他の相續權利者其他の利害を度外視して可なるか否かは疑なきを得ない(ホムセエの問題につらては江) が偶~安當を缺くと云ふ理由を以て右の國際私法上の法則に對する違背を是認せんとするものであり、國際私法が各 に依らしめたのは夫れ夫れ一定の目的あるがためである。然るに調整説はその夫れ夫れの準據法の適用の結果の綜合 更に國際私法が夫婦財産制については婚姻當時の夫の本國法に依り、また相續については被相續人の最後の本國法

進んで事物の實質的の安當なる解決にまで及ぶべきか。換言すれば國際私法が事物の間接的規律の方法を採る結果と して實質的に妥當ならざる結果を生することあるも之は準據實質法の內容の相異より生することあるべき宿命的缺陷 問題を突きつめて考ふれば、國際私法は準據法の決定並にその適用卽ち國際私法的解決を以て滿足すべきか、 更に

五七・一五八頁)。

して合理的に可能なるかと云ふ根本問題に歸着するものと思はれる。なほ後日の研究に委ね、今はここに一應筆を擱 として之を忍ぶべきか、又は國際私法上の原則を破壊してまでも右の妥當ならざる結果の調整を試むべきかそれが果

くこととしよう。

(註) 本文に述べたのは夫婦財産制の準據法の適用の結果と相續の準據法の適用の結果との間に妥當ならざる結果を生ずる場 合であるが、同樣の關係は同種の準據法の適用の場合にも發生することがある。卽ち山口博士は數名の扶養義務者の順位が よつても扶養を受け得ない。とれは前者の例である。又例へは日本民法第九五一條瑞西民法第三二九條等多數の國法法律に 第一順位者たる子が扶養の義務を履行すること能はざる場合にあらざれば扶養の義務を負はざるが故に右の請求者は何れに 扶養を請求するときは子はその本國法上第二順位者なるが故に第一順位者たる父が扶養の義務を履行するとと能はざる場合 によれば扶養請求者の直系卑屬は直系尊屬に先ちて扶養義務を負擔する。今伯人を子とし日本人を父とする者が子に對して 條によれば扶養請求者の直系尊屬は直系卑屬に先ちて扶養義務を負擔する。然るに日本民法第九五五條獨民法第一六〇六條 の需要の額を完全に受け得ず或は需要の額を超ゆる扶養を受くることがあることを指摘されてゐる。例へば伯民法第三九八 各本國法によつて異なる場合に扶養權利者は全然扶養を受け得ないことがあり、また扶養義務の定め方如何により或は扶養 法が比例主義を採るときは、孫はその需要の額を完全に得ること能はざることあるべく又反對に需要の額を超ゆる扶養を受 り直系掌屬の扶養義務については平分主義を採つてゐる。故に祖父母の一方の本國法が平分主義を採り、他方の一方の本國 は扶養義務につき資力比例主義を採つてゐるが、獨民法第一六〇六條は直系卑屬の扶養義務については相續分比例主義を採 にあらざれば扶養の義務を負はず。然るに同人が日本人たる父に扶養を請求するも父はその本國法上第二順位者なるが故に

渉外的相續と夫婦財産制

昭和一五・一〇・五日稿

くることがあらら。これは後者の例である(山口博士論文「親族法上の事項に適用する法律」商大研究年報法學研究第一卷

調整説を採るとすればこれ等をも加へて考察することを要するであらう。